

平成十七年法律第八十五号
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 基本方針（第三条）
第三章 総合効率化計画の認定等（第四条）
第七条
第四章 流通業務総合効率化事業の促進（第八条）
第五章 雑則（第二十六条～第二十九条）
第六章 罰則（第三十条・第三十一条）
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 流通業務 輸送、保管、荷さばき、流通加工工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他、物資の流通に係る業務をいう。
二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配達の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいふ。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

四 貨客運送効率化事業 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

五 港湾流通拠点地区 第六条第一項の規定により指定された地区をいう。

六 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。

七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。

十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

十一 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十三 貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鐵道施設を譲渡し、又は使用させるものを行つるもの。

十四 貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行つるもの。

十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第一百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。

十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業の会社並びに常時使用する從業員の数が一百人以下の会社及び個人であつて、製造業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たつて配慮すべき重要な事項

七 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

八 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

九 第三章 総合効率化計画の認定等

第十 四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業に関する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」といふ。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

十一 2. 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

十二 3. 基本方針に定めるものとす。

一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

十三 4. 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 流通業務総合効率化事業の目標

十四 2. 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務総合効率化事業の内容

十五 3. 流通業務総合効率化事業の実施時期

四 金の額及びその調達方法

十六 五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容

- 六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

三 総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該特定流通業務施設の政令で定める区分の別並びに規模、構造及び設備その他、当該特定流通業務施設の整備の内容

二 当該特定流通業務施設の用に供する土地の所在及び面積

三 その他主務省令で定める事項

4 一 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二 鈑に照らして適切なものであること。

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号（第五号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第十二条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五

6 國土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、総合効率化計画に記載された

したときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共

六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものにあっては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトランクターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十一 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第一条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。

十二 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項が記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。

十三 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に定められたものに限る。）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とする。

6 國土交通大臣は、軌道法第三条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第8項の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際効率化計画に記載された事業のうち外國人國際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際効率化計画に記載された事業のうち外國人國際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際効率化計画に記載された事業のうち外國人國際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

7 國土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。

8 國土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者）をいう。（以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

9 國土交通大臣は、流通業務総合効率化事業の場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

10 うち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聞くものとする。

11 國土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

12 國土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとする。

13 第五条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

14 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。
(総合効率化計画の変更等)

第六条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものそ

したときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。

なければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 貨物鉄道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第七条第一項、第二十条第六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条规定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者たる貨物鉄道事業者（貨物鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。
(軌道法の特例)

第十四条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 貨物軌道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条の二の許可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

第十五条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第二条若しくは第十一条第一項の

許可を受け、又は同法第十一条若しくは第十二条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定総合効率化計画についての自動車ターミナル法第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十九条の二第六項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

（軌道法の特例）

第十六条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての軌道法第七条第一項の変更登録若しくは同法第七条第三項、第十九条第一項若しくは第二十条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十七条 総合効率化事業者がその総合効率化計画（港湾法の特例）

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う倉庫業であつて利用者を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、倉庫業法第八条第一項及び第九条の規定は、適用しない。

第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定総合効率化計画に記載された事業（以下「認定総合効率化事業」という。）に必要な資金に係るもの）をいう。以下の同じ。を受けた中小企業者に係るものについては、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十九条 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するための資金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び次に掲げる事業を行うことができる。

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行うに当たり港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。第二十一条に記載されたものに限る。）の許可若しくは同法第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項若しくは第十二条の二第一項の認可を受けたときは、当該認定総合効率化計画についての自動車ターミナル事業についての自動車ターミナル法第十二条第一項第三項、第二十九条の二第一項の認可を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

第一条の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。	第二条の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。
第一項の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。	第二条の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。
第一項の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。	第二条の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。
第一項の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。	第二条の二第一項及び第三条の二第一項の認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事業者がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載されたものに限る。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。

八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第一十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(第二十三条)を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一條の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則(令和六年五月一五日法律第二三

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第三項第一号の改正規定及び附則第七条の規定 公布の日

二 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第十五条第一項の改正規定(「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る。)公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 及び四 略

五 第二条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。